

平成26年

泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

平成26年 6月16日 開会

平成26年 6月16日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

平成26年 泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

○第1日（平成26年6月16日）（月）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	1
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	2
○諸般の報告	2
○開会・開議	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第1号上程	5
平成25年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告について	5
根来消防長報告	5
質疑	6
○議案第6号上程	6
動産の買入れについて	6
根来消防長・提案説明	6
質疑	7
討論	8
採決	8
○議案第7号上程	8
動産の買入れについて	8
根来消防長・提案説明	8
質疑	9
討論	10
採決	10
○議案第8号上程	10
動産の買入れについて	10
根来消防長・提案説明	10
質疑	11
討論	13
採決	13
○議案第9号上程	13

動産の買入れについて	13
根来消防長・提案説明	13
質疑	14
討論	15
採決	15
○議案第 10 号上程	15
泉州南消防組一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	15
根来消防長・提案説明	16
質疑	18
討論	19
採決	19
○議案第 11 号上程	19
泉州南消防組火災予防条例の一部を改正する条例制定について	19
根来消防長・提案説明	19
質疑	21
討論	22
採決	22
○議案第 12 号上程	22
損害賠償の額を定めること及び和解について	22
根来消防長・提案説明	22
質疑	22
討論	23
採決	23
○閉会	23

泉州南消防組合議会第1回臨時会第1日

(6月16日)

平成26年 泉州南消防組合議会第1回臨時会（第1日）

平成26年6月16日（月）

○第1日の議事日程

日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期の決定
日程第4	報 告 第 1 号	平成25年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告について
日程第5	議 案 第 6 号	動産の買入れについて
日程第6	” 第 7 号	動産の買入れについて
日程第7	” 第 8 号	動産の買入れについて
日程第8	” 第 9 号	動産の買入れについて
日程第9	” 第 10号	泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	” 第 11号	泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	” 第 12号	損害賠償の額を定めること及び和解について

○議員定数15名

出席議員15名

佐古員規	矢野正憲	奥野学	道工晴久
中村哲夫	野口新一	大庭聖一	高木謙治
仁部順行	中尾広城	田畑仁	成田政彦
見本栄次	有岡久一	三原伸一	

○説明員職員

管理者	千代松大耕	副管理者	竹中勇人	副管理者	福山敏博
副管理者	中西誠	副管理者	原明美	副管理者	田代堯
会計管理者	勘六野正治	消防長	根来芳一	消防次長	北川悟
理事	吉村昭彦	理事	花枝岩夫	理事	清水養一
理事兼熊取署長	松藤忠直	泉佐野署長	戎谷始	泉南署長	中山均
阪南署長	花石廣	総務課長	小西良昭	予防課長	中西正
警備課長	久保文雄	総務課参事	中川隆仁	総務課参事	奥上文二
総務課参事	中筋浩二	警備課参事	大西保		

○職務のために出席した職員

理事	竹内寛二	課長代理	中川康	主幹	名倉一之
----	------	------	-----	----	------

○本会議の会議事件

- ◇平成25年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告について
 - ◇動産の買入れについて
 - ◇動産の買入れについて
 - ◇動産の買入れについて
 - ◇動産の買入れについて
 - ◇泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - ◇泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
 - ◇損害賠償の額を定めること及び和解について
-

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

佐古 員 規 田 畑 仁

会 議 の て ん ま つ

開会（午後3時00分）

事務局（竹内寛二君）皆様、こんにちは。

議会開催に先立ちましてご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項といたしまして、お手数ですが、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して切断していただきますようお願いいたします。

議長（中尾広城君）皆様、こんにちは。

開会に先立ち、諸般の報告、議員辞職についてを報告いたします。

当組合議員でありました岬町議会選出の田島 乾正君、竹原 伸晃君、田尻町議会選出の伊藤幸男君から、いずれも一身上の都合により本組合議会議員の職を辞したい旨の願い出が議長あてにあり、地方自治法第126条及び泉州南消防組合議会会議規則第73条の規定により、各々許可いたしました。

また、各組合議員の辞職に伴い、泉州南消防組合規約第7条の規定に基づき、岬町議会から奥野 学君、道工 晴久君、田尻町議会から仁部 順行君が、それぞれ泉州南消防組合議会議員として新たに選出されております。

また、泉佐野市議会選出の辻中 隆君、土原 こずえ君、向江 英雄君については、議員の任期が満了したことに伴い、泉佐野市議会において当組合議会議員の選出選挙を行ったところ、中村 哲夫君、野口 新一君、大庭 聖一君が新たに選出されております。

報告は以上ですが、多くの議員が関係市町議会での役員改選によりかわられておりますので、理事者側を含めて事務局より紹介願います。

事務局（竹内寛二君）それでは初めに、組合議会議員の皆様方をご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしました際にその場でご起立願います。

ご紹介につきましては、今お座りの議席番号順とさせていただきますことをご了承賜りたいと

存じます。

熊取町議会から選出をしていただきました佐古 員規議員様でございます。

(佐古 員規君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく矢野 正憲議員様でございます。

(矢野 正憲君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 岬町議会から選出していただきました奥野 学議員様でございます。

(奥野 学君) 奥野でございます。よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく道工 晴久議員様でございます。

(道工 晴久君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 泉佐野市議会から選出していただきました中村 哲夫議員様でございます。

(中村 哲夫君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく野口 新一議員様につきましては、現在到着をいたしておりません。

同じく大庭聖一議員様でございます。

(大庭 聖一君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 田尻町議会から選出していただきました高木 謙治当組合議会副議長でございます。

(高木 謙治君) 高木でございます。よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく仁部 順行議員様でございます。

(仁部 順行君) 仁部です。どうぞよろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 泉南市議会から選出していただきました中尾 広城当組合議会議長でございます。

(中尾 広城君) 中尾でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく田畑 仁議員様でございます。

(田畑 仁君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく成田 政彦議員様でございます。

阪南市議会から選出していただきました当組合監査委員、見本 栄次議員様でございます。

(見本 栄次君) 見本です。どうぞよろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく有岡 久一議員様でございます。

(有岡 久一君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく三原 伸一議員様でございます。

(三原 伸一君) よろしくお願ひいたします。

事務局(竹内 寛二君) 続きまして、管理者及び副管理者の紹介をさせていただきます。

泉州南消防組合管理者の千代松 大耕泉佐野市長でございます。

管理者(千代松 大耕君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく5月の泉南市長選挙で新たに当組合副管理者になられた竹中 勇人泉南市長でございます。

副管理者(竹中 勇人君) 竹中です。よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく副管理者の福山 敏博阪南市長でございます。

副管理者（福山敏博君）よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の中西誠熊取町長でございます。
副管理者（中西誠君）よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の原明美田尻町長でございます。
副管理者（原明美君）よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の田代堯岬町長でございます。
副管理者（田代堯君）よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）次に、本日出席しております当組合会計管理者及び消防組合職員を紹介させていただきます。

会計管理者 勘六野正治 泉佐野市会計管理者でございます。
会計管理者（勘六野正治君）勘六野でございます。よろしくお願いいいたします。
事務局（竹内寛二君）泉州南広域消防本部 消防長 根来芳一でございます。
消防長（根来芳一君）根来です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく消防次長 北川悟でございます。
消防次長（北川悟君）北川です。どうぞよろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく理事 吉村昭彦でございます。
理事（吉村昭彦君）吉村でございます。どうぞよろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく理事 花枝岩夫でございます。
理事（花枝岩夫君）花枝でございます。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく理事 清水養一でございます。
理事（清水養一君）清水です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく理事兼熊取消防署長 松藤忠直でございます。
理事兼熊取署長（松藤忠直君）松藤です。どうぞよろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく泉佐野消防署長 戎谷始でございます。
泉佐野署長（戎谷始君）戎谷でございます。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく泉南消防署長 中山均でございます。
泉南署長（中山均君）中山です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく阪南消防署長 花石廣でございます。
阪南署長（花石廣君）花石です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく消防本部総務課長 小西良昭でございます。
総務課長（小西良昭君）小西でございます。よろしくお願いいいたします。
事務局（竹内寛二君）同じく予防課長 中西正でございます。
予防課長（中西正君）中西です。どうぞよろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく警備課長 久保文雄でございます。
警備課長（久保文雄君）久保でございます。どうぞよろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく総務課参事 中川隆仁でございます。
総務課参事（中川隆仁君）中川です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく総務課参事 奥上文二でございます。
総務課参事（奥上文二君）奥上です。どうぞよろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく総務課参事 中筋浩二でございます。

総務課参事（中 筋 浩 二君）中筋です。よろしくお願いします。
事務局（竹 内 寛 二君）同じく警備課参事 大西 保でございます。
警備課参事（大 西 保君）大西です。よろしくお願いします。
事務局（竹 内 寛 二君）最後に、私、事務局を務めさせていただいております消防本部理事 竹内 寛二でございます。
ご紹介は以上でございます。

議長（中 尾 広 城君）ただ今より平成26年泉州南消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。
ただ今の出席議員は、議員定数15名中、出席議員14名でありますので、議会が成立いたします。
なお、野口 新一君からは遅参の届け出がありましたので、ご報告いたします。

議長（中 尾 広 城君）それでは、本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

議長（中 尾 広 城君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。
議席の指定につきましては、ただ今着席のと通りの議席を指定したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中 尾 広 城君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

議長（中 尾 広 城君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として佐古 員規君、田畑 仁君の両名を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

議長（中 尾 広 城君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中 尾 広 城君）ご異議なしと認めます。
よって、臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長（中 尾 広 城君）次に、日程第4、報告第1号 平成25年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告についてを議題といたします。
提案者の報告を求めます。
根来消防長。

消防長（根 来 芳 一君）皆様、こんにちは。

それでは、報告第1号 平成25年度泉州南消防組合繰越明許費繰越報告についてご説明申しあ

げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定で、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越した場合は、翌年度の5月31日の出納閉鎖後の次の議会で報告しなければならないとなっていることから、ご報告させていただくものです。

本件の繰越明許費につきましては、阪南消防署の水難救助車の入札が2回不調となったため、平成25年度末までの納車が不可能となったことから、購入予算を明許繰越として平成25年11月20日の当組合議会第3回臨時会におきまして、ご承認を賜りましたものの報告で、内容につきましては3ページをご覧くださいと思います。

款②消防費、項(1)消防費、事業名、車両購入事業(阪南署)、金額865万円、翌年度繰越額865万円で、財源内訳といたしましては、起債を予定しております未収入特定財源が760万円で、それを除く一般財源が、105万円となっているところでございます。

簡単ではございますが、報告は以上のとおりでございます。

よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

議長(中尾広城君)ただ今の報告につきまして、ご質疑なりご意見等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中尾広城君)ないようでございますので、以上で報告を終わります。

議長(中尾広城君)次に、日程第5、議案第6号 動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長(根来芳一君)それでは、議案第6号 動産の買入れについてご説明申しあげます。

議案書の5ページをお開き願います。

高規格救急自動車2台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

件名は、高規格救急自動車2台で、泉南消防署及び熊取消防署に配置している高規格救急自動車をそれぞれ更新整備するものでございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は3,993万8,400円、契約の相手方は、住所、大阪府大阪市西淀川区歌島二丁目4番7号、名称、株式会社関電L&A、代表取締役 坂上 要一でございます。

なお、株式会社関電L&Aにつきましては、昭和27年に設立された関西電力の子会社で、自動車整備業、保険代理業、リース事業などを行っている業者でございます。

次に、入札結果についてご説明いたします。

恐れ入りますが、事前にお席の方に配付させていただいております資料1をご覧くださいと思います。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、平成26年5月23日に入札を実施、指名3者から応札があり、最低価格にて入札した業者を落札者として決定したものでございます。

なお、資料1の2枚目に主な仕様、そして、その裏面には外観図についての資料を添付させて

いただいておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

成田議員。

（成田政彦君）1つは入札でお伺いしたいんですけれども、予定価格と落札価格を見ると99%、それで金額は、落札者と落札していない人の価格差が3,050円、普通、90%の入札、いわゆる競争入札した場合、国交省でも談合という問題を言われておるんですけれども、99%という入札は入札する価値があるのか。それも3,050円の差と、メリットがあるのかと。99、その点について1つお伺いしたいと思います。

2つ目は、各消防署にこれで高規格救急自動車が出……、各町全てこれで設置されるのか。

それと、さっき言いましたけれども、さきの入札結果で、これでいくと、3万7,000円だから、相手との差額は3,050円ですけれども、これ、どこに、3,050円の差はどこに差が出たのか、それもお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（中尾広城君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）私のほうから議員のご質問のありました入札結果のことに关しましてご説明申し上げたいと思います。

落札価格につきましては、3,050円と、2者とも本当に近似値となっております。この結果につきましては、今回のベース車両がトヨタ自動車のハイエースを予定してございます。日本で今、救急車を製造しておりますのは、日産ではエルグランドが東京のほうでたまに出るようがございますが、ほとんどがトヨタのハイエースしかございません。そのような兼ね合いの中で、今回、ベース車両がトヨタということで、全ての仕様がトヨタ仕様になっておりますので、その兼ね合いでいきますと、ほとんど近似値になってしまうというような現象でございました。

入札としていかなものかということでございますが、1者随契ということよりもやはり競争の原理を働かすという点で3者の入札を行った結果で、このような結果になったものでございます。

また、3,050円の差は何かと申しますと、ベース車両の値段は同じでございました。ただ、もとの車両、廃棄する車両の下取り価格のみに3,050円の差が生じたもので、車両本体価格については同額というような結果でございました。

以上でございます。

議長（中尾広城君）清水理事。

理事（清水養一君）もう一点の高規格救急車の配置状況について報告させていただきます。

既に各市町構成消防署に全て高規格救急車は配置されております。それに伴う更新であることを申し添えます。

以上でございます。

議長（中尾広城君）成田議員。

（成田政彦君）先程の答弁によりますと、トヨタがベース車になっていると、だから、こういう結果になったというお話なんですけれども、最初から100%トヨタが搬入されると、99%というのは形式だけであって、当初からトヨタのベース車が入るということで3つ、随契が問題なので、入札しただけやと、形式的にこういう結果、99%になったということなんですけれども、

こういう入札はちょっと問題なんちゃいますか。ちょっと管理者に聞きます。管理者、どうですか。

議長（中尾広城君）管理者。

管理者（千代松大耕君）申し訳ございませんけれども、先程、うちの総務課長が答弁いたしましたのは、1者入札よりも果たしてそれがいいのかどうか、形式的な問題ではございませんでして、やはり競争の原理を働かした入札を行ったというふうに答弁をいたしましたので、そちらでご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（中尾広城君）成田議員。

（成田政彦君）もう一度、管理者にお伺いしますけれども、99%というのは競争の原理が働いたと、こういうふうに答弁、そういう答弁ですな。

議長（中尾広城君）千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）入札の結果であったということでご理解をいただきたいと思いません。

議長（中尾広城君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 動産の買入れについては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第6号 動産の買入れについては、原案どおり可決されました。

議長（中尾広城君）次に、日程第6、議案第7号 動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案第7号 動産の買入れについてご説明申しあげます。

議案書の7ページをお開き願います。

先程の高規格救急自動車に対する搭載医療機器一式2セットを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

件名は高規格救急自動車搭載医療機器一式2セットで、先程ご説明申しあげました泉南消防署及び熊取消防署に整備する高規格救急自動車にそれぞれ積載する医療機器でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2,570万4,000円、契約の相手方は、住所、大阪府大阪市淀川区西中島一丁目11番16号、名称、日本船舶薬品株式会社大阪営業所所長 八尾 正基でございます。

次に、入札結果についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料2をご参照願います。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、平成26年5月23日に入札を実施、指名5者中4者から応札があり、最低価格にて入札した業者を落札者として決定したものでございます。

なお、資料2の2枚目に主な資器材についての資料を添付させていただいておりますので、ご参照賜りますようお願いいたします。

これらの資器材を高規格救急自動車に積載し、傷病者の救命率の向上をもって住民サービスに努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点はございませんか。

成田議員。

（成田政彦君）これも92%なんですけれども、これもベースが、さっきと同じ、これも高規格やな、これもいわゆる高規格救急、ちょっと自動車なら、これもトヨタベースで、ベースがトヨタだったから、こういう結果になったという答弁なのか、もう一遍ちょっとお伺いしたいと思います。これは、92%はどうしてこういうふうに入札になったのか。

議長（中尾広城君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）ご質問の内容にお答えさせていただきます。

今回の入札につきましては、予算額が2,936万4,000円、それに対しましては87.53%での落札率となっております。予定価格につきましては、予算額に対して何%設定するんだというところの中から、過去の資器材等の導入実績等を考慮させていただきまして、予定価格を2,582万円と設定させていただきました。その結果、組合の入札につきましては予定価格公表ということになってございますので、応札者のところにつきましては、予定価格を知ったうえで競争の原理を働かしたうえで、入札をしているものでございます。その結果といたしまして、予定価格に対しては先程92%、予算額に対しては87.53%というような落札になっておりますので、十分な競争の原理が働いておったというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中尾広城君）根来消防長。

消防長（根来芳一君）この資器材についてもトヨタベースかというお話があったんですけども、これは当然、医療機器業者のものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（中尾広城君）成田議員。

（成田政彦君）いや、それは質問しておったんですが、トヨタベースでないということ、わかっています。だから、この医療機器、いわゆる日本船舶、アダチ、バンドー、ダテ・メディカルは最高と最低、200万円の差ありますわな、これ、落札業者との差が。この差はどこにあったのかと、内容的には。それ、もう一度お伺いしたい。

議長（中尾広城君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）救急の資器材につきましては、いろいろな資器材が積載されておるところでございます。代表的な資器材といたしましては、配付させていただいております資料2ページ目のほうでございますが、加湿酸素流量計なり、また自動式の吸引器、ビデオ喉頭鏡、半自動式の除細動器等々、このような資器材が積載されております。これ以外にも、救急資器材と言

われるものを多種多彩にわたって積載しております。その物品一つひとつの金額を落とすのではなくて、全体として仕様書の中でこれだけの資器材が必要ということで投げかけておりますので、一つひとつの資器材についての金額等の差というのはございません。

以上でございます。

議長（中尾広城君）成田議員。

（成田政彦君）一つひとつの医療機器については差がないという、何、差は一体どこでついたわけ、そういう答弁されると。もう一度聞きます。どこに差が出たわけ。

議長（中尾広城君）根来消防長。

消防長（根来芳一君）それぞれの細部での機器の価格の違いというのはわかりません。

議長（中尾広城君）他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようにございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようにございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 動産の買入れについては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第7号 動産の買入れについては、原案どおり可決されました。

議長（中尾広城君）次に、日程第7、議案第8号 動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案第8号 動産の買入れについてご説明申しあげます。

議案書の9ページをお開き願います。

消防救急デジタル無線を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

件名は消防救急デジタル無線で、現在運用しております消防救急アナログ無線の使用期限が平成28年5月末となっているため、更新整備するものでございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は4億4,280万円、契約の相手方は、住所、大阪府松原市西野々二丁目1番45号、名称、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部部长 坂口 晋でございます。

次に、入札結果についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料3をご参照願います。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、平成26年5月16日に入札を実施、指名6者中3者から応札があり、最低価格にて入札した業者を落札者として決定したものでございます。

主なシステムの構成、運用方法について、ご説明させていただきます。

資料3の2枚目、A3のカラー刷りの資料をご覧くださいと思います。

まず、システム構成についてですが、無線通信の根幹として必要な基地局の無線装置について、現状のアナログ無線では、旧の、もとの4消防本部がそれぞれ整備しておりましたが、組合消防として泉州南全体を一つの管轄として有効な整備が可能となり、泉佐野署、熊取署、阪南署、岬署の4基地局を整備することで運用可能となるものでございます。そして、各署所には無線の送受信を行うための遠隔制御装置や可搬型の無線機を配備し、消防車両には車載型の無線機及び消防隊員が災害現場等で活用する携帯型の無線機等を配備することといたしております。

また、裏面には実際の運用方法をお示ししておりますが、火災、救急の専用チャンネルを設けるなど、消防活動全般にわたり充実した情報連絡体制を構築する予定でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんでしょうか。

成田議員。

（成田政彦君）まず第1点は、予定価格は7億6,000万円やな、それで入札価格は4億1,000万円ですけれども、ごっつい落札に、低けりゃ低いほどええと僕思いませんけれども、何でこんな差額が出てきたのかと。これはどういう判断をしたのか。

もう一つは、ちょっと説明が欲しいんですけども、僕は素人だから、活動波1、活動波2、活動波3、活動波4、活動波5、活動波6、活動波7というのはどういう波のことを言うておるんのかかね、これ。7つも活動波があるんですけども、各基地局ではそれがばらばらになっておるんですけども、こういう、僕素人やから、わからへんから、ちょっとこれ説明してほしいと思いますわ、活動波が何で7つまであって。僕が見ておると、全て佐野の基地局が中心になってこれをやられておると思うんです。岬とか、遠いほうについてはどうなるのか、そういう点は心配になるんですけども、佐野が中心で全部やられると思うんですけども、その点、十分なのか、その点、2点についてお伺いしたいと思います。

議長（中尾広城君）大西参事。

警備課参事（大西保君）まず、1点目の入札結果についてですが、この消防救急デジタル無線システムの整備につきましては、平成25年度に実施しました消防救急デジタル無線実施設計業務におきまして業務委託しました業者から提出された整備費用の積算によるものを採用したものでございます。また、実施設計業者からの積算とは別に、消防本部からも独自に主要メーカーに見積もりを依頼し、ほぼ同額の見積もりだったため、その標準価格を適正と判断したものでございます。

入札に際しましては、周辺市町の入札結果等を参考に、予算額の92%を予定価格として指名競争入札を実施したものでございます。

なお、整備済みの近隣消防本部等の状況や各メーカーからのヒアリングで、見積額はあくまでも標準価格であり、実際はかなりの値引きも見込めるという情報を得ておりましたが、指名競争入札により予想以上安い価格となったと思われるものでございます。

続きまして、2点目の活動波1から7ということでございますが、先程消防長の説明にありました資料の裏面、ここに活動波を記載した表がございます。

これは、デジタル無線はアナログ無線に比べまして使用できるチャンネル数増加、これがメリ

ットの一つでございますが、泉州南広域消防本部、これを一つの管内として整備することによりまして、基地局は、ご説明でもありましたが、4基地局、従来のアナログ無線では7基地局ございましたが、4基地局で整備が完了する予定でございます。そして、その4基地局には、表にありますように、泉佐野基地局には活動波の1、2、5、6、7の5波を整備するもので、熊取基地局には活動波3、5、6、7の4チャンネル、阪南基地局には活動波2、4、5、6、7の5チャンネル、そして岬基地局には活動波3と5、6、7の4チャンネルを実装するもので、泉佐野基地局が、本部がある関係で、中心的な存在ではございますが、各基地局の整備数は5チャンネルないし4チャンネルで、ほぼ同様となっております。

そして、実際の運用には、図にありますように、まず左下の泉州南の地図でございますが、一般業務でありますとか各署で対応できるような小規模な火災等につきましては、熊取町と岬町管内は活動波3を、そして泉佐野市は活動波1を、泉南市は活動波2、阪南市は活動波4をそれぞれ使用するもので、電波干渉等が起こらないようになるものでございます。

そして、右側の図でございますが、まず一番上の火災活動時のチャンネル、これは全基地局に実装するチャンネル5を使用することで、各署から災害に出動した出動車両、そして消防隊員の通話が同じチャンネルでスムーズに行える運用を考えてございます。そして、中段と下段にあります救急活動用のチャンネルでございますが、救急事案は非常に出勤回数が多くなっており、泉州南を北と南、2つに分けて、泉佐野署、市場署、熊取署管内ではチャンネル6を、そして泉南署、阪南署、岬署管内では活動波7を使用して、円滑な情報通信を確保する予定としてございます。

以上でございます。

議長（中尾広城君）成田議員。

（成田政彦君）活動波について、よくわかりました。

ただ、もう一度、入札の結果を聞きたいんですけども、先程の高規格救急自動車の場合を見ますと、入札の差、予定価格と契約金額が例えば高規格救急自動車では契約金額が上回っているという、予定価格より、しかし、この場合は非常に、普通見て、ちょっと僕、何でこんなふうなことに、片方はこうなったのに、片方は逆になっておると、契約、今度はこういう低い成り立ちになっておるんですけども、僕も頭悪いもので、余りわからぬので、もう一度、ここ、説明して。ここはこういうふうになっているけれども、何でここだけがこういうふうになっておるんだと。契約金額とごっつい差がある。片方は契約金額の上だというふうな、たまたまそうなったのかね。たまたまそうなったのか、こういうことが起きたのか。

議長（中尾広城君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）ご質問にお答えさせていただきます。

高規格救急車並びに消防デジタル無線との予定価格との乖離がちょっとおかしいのではないかというご質問やと思うんですけども、高規格救急車につきましても、3者入札をした結果、予定価格に対して近似値であると。ただ、予定価格につきましては当然、予算額に対して歩切りという形で設定もさせていただいております。

それから、消防救急デジタル無線につきましては、当初、予算額8億9,500万円を予定しております。その中でいろいろな消防本部さん、過去の実績等調査しまして、当然、予定価格を設定したものでございます。結果として大きな、49%の落札率という形になってございますが、これにつきましても入札しました3者の金額が1者だけ大きく乖離しておるというような状況では

なく、3者とも4億1,000万円、4億1,800万円、4億2,000万円というような形で、各社精査された結果が近似値であるということである以上、設定としては問題なかったのかと、競争の原理が十分働いたというふうに考えてございます。予定価格と落札額との差があるということにつきましては、各応札業者が十分な対応、競争の原理を働かせていただいた結果、予算として十分な残が出たということで、消防本部としては喜んでおる次第でございます。

以上です。

議長（中尾広城君）他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 動産の買入れについては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第8号 動産の買入れについては、原案どおり可決されました。

議長（中尾広城君）次に、日程第8、議案第9号 動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案第9号 動産の買入れについてご説明申しあげます。

議案書の11ページをお開き願います。

30メートル級はしご付消防自動車を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

件名は30メートル級はしご付消防自動車1台で、泉佐野消防署に配置しているはしご付消防自動車を更新整備するものでございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1億7,442万円、契約の相手方は、住所、大阪府大阪市生野区小路東五丁目5番20号、名称、株式会社モリタ大阪支店、支店長 平田 隆吉でございます。

次に、入札結果についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料4をご参照願います。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、平成26年5月16日に入札を実施、指名4者中2者から応札があり、最低価格にて入札した業者を落札者として決定したものでございます。

なお、資料4の2枚目に主な仕様、そして、その裏面には外観図についての資料を添付させていただいておりますので、ご参照賜りますようお願いいたします。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点はございませんか。

成田議員。

（成田政彦君）わかるんですが、99%で、入札した会社が株式会社モリタ大阪支店、株式会社モリタテクノス西日本営業所、同じモリタという名前が、多分これ別会社と思うんですけども、多分別会社やね、これ、入札だからと思うんだけど、何か、ここも9万円の差やけれども、これも随契にするのは問題があるので、競争入札にしたと、こういうことで、モリタ、モリタを、これの間に競争になったのか、その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、いわゆるはしご車の問題なんですけれども、佐野から岬までは大分距離がありますわね。はしご車は、これが、この大きいはしご車は1台、佐野の本市に配置されるだけなのか。僕は一応、泉南一丘団地に住んでいるんですが、あそこ、高層住宅で、全部、もともと泉南市にはURから寄附された30メートル級のはしご車があったんです、あそこに。それがいつの間にか廃車されて、だから、僕、はしご車の配置は中間に置くべきじゃないかと、中間に。岬との距離、それから佐野の距離を見たら、岬に行く前に、このはしご車が岬に行くのに何分で届くのか、ちょっとそれ教えてほしい。阪南、岬、差があると思うんです。もう少し、阪南か泉南に配置して、両方に配置すべきじゃないかと。

うちなんか、74棟ありまして、そのうち半分が8階以上の高層住宅ですわ。この間も震災の場合はエレベーターとまりましたわ。それで消防自動車 came たんです。今は泉南署には、はしご車ないんです。この間、消防訓練やるということで、一丘団地でやるという申し入れをしたら、「これは、成田さん、これはないんや」と、だから、なかなか来にくいんやと、はしご車も小さいのしかないと、こういう回答を得たんですけども、その点、泉南に置くべきじゃないかと、中間から言うたら、距離的に、初期、初動から、その2点、お伺いします。

議長（中尾広城君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）議員のご質問のうち、総務が所管します内容についてご説明申し上げます。

今回応札しております指名業者のうち、2者、応札されております。それがモリタ大阪支店並びにモリタテクノス西日本営業部となっております。これにつきましては、成田議員のおっしゃるとおり、1者は親会社、1者は子会社と、ほとんどがメンテナンス会社という形になってございます。

登録指名業者を選定するに当たりまして、どのような形を想定したかと申し上げますと、当然、車両の販売業者であること、それから、はしご車という特殊な車両を取り扱い経験がある業者という形で選定しております。ほとんど日本のはしご車につきましては、このモリタ並びに日本機械工業、ニッキと言われる分でございますが、この2者がほとんどのはしご車を生産しております。そのような中で、ニッキにも当然、入札するよう指名業者として案内をしております。ただ、日本機械さんのほうは、今年度、はしご車の生産を中止しておられるということで、入札を辞退されたというようなことになったものでございます。

その結果、本部といたしましては、ニッキがはしご車の生産を中止しておるというような情報をつかんでおりませんので、当然、予定価格は公表しておる中で、モリタテクノス並びにモリタが価格として公表価格に対して応札してきたというような結果でございます。

以上です。

議長（中尾広城君）久保警備課長。

警備課長（久保文雄君）それでは、先程ご質問いただきました、はしご車の配置についてご説明をさせていただきます。

広域化になりまして、4つの消防本部のはしご車の配置状況でございます。熊取消防署に15メートルのはしご車が配置されております。泉佐野市は今回、30メートルのはしご車を更新されます。それと、もう一台、泉佐野市には15メートルのはしご車がございまして。泉南消防署には15メートルのはしご車がございまして。阪南消防署には20メートルのはしご消防車も配備されております。広域化になったことで、5台のはしご車を整備されております。

先程ご質問の、泉佐野から発進した場合、岬町まで何分かかかるかというようなご質問もあったと思うんですけども、約、緊急走行しまして、30分程度かかるかなというふうに思っております。しかし、阪南岬消防組合の折に、20メートルのはしご車を導入してございまして、火災のときには問題なく出動できるというふうに思っております。

なお、消防の整備指針によりまして、30分以内に到達するように、はしご車等を配備するようになっておりますので、問題なく作業、活動ができるかというふうに思っております。

以上です。

議長（中尾広城君）根来消防長。

消防長（根来芳一君）はしご車の配置状況については、今、警備課長のほうから報告させてもらったところなんですけれども、はしご車の配置につきましては消防力の整備指針という国から示された通達がございまして、はしご車をどんな形でどのように置いていくかというところが明記されてございまして、各市町、各消防本部があるところで高層建築物、いわゆる15メートル以上の建築物の構造も含めまして、棟数を勘案して配置することというようになっております。

現状の今報告したはしご車につきましては、もとの4消防本部が所有していたはしご車なんですけれども、今後は、先程言いましたように、棟数とか構造とかといったところを勘案して適正配置になお努力していきたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（中尾広城君）他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 動産の買入れについては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第9号 動産の買入れについては、原案どおり可決されました。

議長（中尾広城君）次に、日程第9、議案第10号 泉州南消防組一般職の職員の退職手当

に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来 芳一君） それでは、議案第10号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書13ページをお開き願います。

なお、議案書別冊2の新旧対照表も併せてご覧願います。

国家公務員の退職手当制度につきましては、平成24年11月の退職手当法の改正におきまして大きく2点の改正がなされております。

まず、1点目といたしまして退職給付の官民格差を解消するための退職手当の支給水準の引き下げ、次に2点目といたしまして職員の年齢別構成の適正化を通じて組織の活力の維持などを図るための早期退職のインセンティブの拡充の2点でございます。

まず、1点目の職員手当の支給水準の引き下げにつきましては、平成25年5月30日の当組合議会の臨時会におきまして本条例の改正を可決していただき、同年6月1日から既に施行しているところでございます。

2点目の早期退職のインセンティブ拡充につきましては、施行期日を初めとする詳細を政令で定めることとされておりましたが、国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令が平成25年5月24日に公布され、同年6月1日に施行されたことから、今回、所要の改正をお願いするものでございます。

今回の条例改正の主な改正点は3点でございます。1点目といたしまして定年前早期退職制度の適用対象年齢の下限の変更、2点目といたしまして定年前早期退職の退職手当割り増し率の拡充、3点目といたしまして定年前早期退職希望者の募集に関する規定の整備となっております。

それでは条文に沿って主たる改正内容をご説明申し上げます。

まず、第3条は、文言の追加、修正を行ったものでございます。

次に、第4条第1項を次のように改めるとありますが、これは11年以上25年未満の期間勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額を規定するもので、第1項第1号から第3号までに定める者、すなわち定年退職者や定年前早期退職者等が11年以上25年未満の期間勤続した場合の退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とすると規定しております。

次に、14ページをお開き願います。

第4条に次の1項を加えるとありますが、その加える第3項では、勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合を、第1号では1年以上10年以下の期間については1年につき100分の125、第2号では11年以上15年以下の期間については1年につき100分の137.5、第3号では16年以上24年以下の期間については1年につき100分の200と規定しております。

次に、第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改めるとありますが、これは25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額を規定するもので、第1項では、第1号、25年以上勤続し、泉州南消防組合職員の定年等に関する条例、以下「定年条例」と呼ばさせていただきますが、第2条の規定により退職した者というように退職者の形態を第6号までに定め、その者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに、当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とすると

規定しております。

また、第5条に次の1項を加えるとありますが、その加える第3項において、第1号では1年以上10年以下の期間については1年につき100分の150というように、4号まで順次、第5条第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合について規定しております。

次に14ページから15ページにかけてですが、同じく定年条例第5条の3に定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の規定がございます。

恐れ入りますが、新旧対照表4ページから5ページにかけての表をご覧いただきたいと思いません。

改正後の表、右側の表ですが、その表の条文のところ、第4条第1項及び第5条第1項、そして、その下、第5条の2第1項第1号、続けて、その下、第5条の2第1項第2号の右の欄の下線部、「100分の2」を「100分の3（退職日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては100分の2）」と改正するものであります。

また、同じく6ページ上段から7ページにかけての第7条の3に規定しております退職手当の基本額の最高限度額の表の第7条、第7条の2第1号、第7条の2第2号の右の欄も先程の第5条の3と同様に改正しているものであります。

恐れ入りますが、議案書15ページにお戻り願います。

次に、ページ中段、第10条の次に1項を加えるとありますが、これは定年前に退職する意思を有する職員の募集等を規定しております。

第1項は、任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。第1号、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上、すなわち45歳以上の年齢である職員を対象として行う募集、第2号では、組織の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該組織に属する職員を対象として行う募集と規定しております。

第2項は、任命権者は、前項の規定による募集を行うに当たっては、当該募集に関し第1号から第9号に掲げる事項を記載した要項を当該募集の対象となるべき職員に通知しなければならないと規定しております。

第3項は、次の第1号から第3号に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第8条第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間、いつでも募集の取り下げを行うことができる」と規定しております。

第4項は、前項の規定による応募または、応募の取り下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対し、これらを強制してはならないと規定しております。

第5項は、任命権者は、応募した職員について、第1号に規定する応募者が募集実施要項または、第3項の規定に適しない場合など順次第4号までのいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員にある旨の認定をするものとし、ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が当該第10条の2第2項に規定する募集する人数を超える場合であつて、あらかじめこのような場合を想定し、認定をする者の数を当該募集する人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定しないことができると規定しております。

第6項は、任命権者は、認定をし、または、しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を応募者に書面により通知するものとする規定しております。

第7項は、任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後、遅滞なく当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする規定しております。

第8項は、認定を受けた応募者が第1号から第5号に規定するいずれかに該当するときは、認定はその効力を失うと規定しております。

第9項は、任命権者は、この条例の規定による募集及び認定について、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならないと規定しております。

なお、附則としまして、この条例は平成26年7月1日から施行するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点はございませんか。

成田議員。端的にお願いいたします。

（成田政彦君）消防業務というのは非常に複雑化する、人の生命、財産を守る貴重な職員ですけれども、このような消防の経験の厚い人物を、今、災害問題とか必要なときに、人を減らして十分、消防救急体制を確保できるのか、これが1点ですが、2点は今後の退職、新卒の見込み予定はどうなっているのか、3番目、定員は守れるのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

議長（中尾広城君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）成田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今後の退職者の予定でございますが、平成26年度、6名、平成27年度、12名、平成28年度、5名、平成29年度、9名、平成30年度、16名となっております。当然のことながら、年齢構成別に退職者というのは毎年、ゼロの年はございません。

また、退職者につきましては、定員について現状361名という形で運用しておりますので、退職者については補充していただく方向で調整をしております。

当然のことながら、組織の改編等なければ、現状の形で継続して消防力を維持してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（中尾広城君）成田議員。

（成田政彦君）この5年近くで五十数名、16、17、9、16だから、50名近くが退職して、361の定員のうち15%が削減されると。広なったんですから、僕なんか、広くなったら、人が要るんじゃないかと思うんですけれども、15%人員を削減して十分に、阪神大震災の問題とか救急医療、それから消防活動にね。佐野はいいですわな。僕ははっきり言うけれども、佐野は非常に充実していますから、基地局だから、しかし岬とか阪南とか泉南の場合は十分、これは何でかという、この間、東日本の災害があったとき、合併したときに、特に町などは非常に救助活動がおくれたと、しかし基地局のあるところは早かったという、こういうことを新聞報道で聞いたんです。そういう点で、50名近くの減らされたとき、僕は影響は出ないと思いませんけれども、佐野は、近いから、すぐ来てくれるかわからんけれども、待っておるところはどうなるんだという点で影響

はないのか。

それから、定員上、さっきの話を聞くと、これだけ減らしても、人をふやすように努力すると
言ったけれども、それは、管理者、確約できるんですか。これだけ、震災を見据えて、50名近く
減るんですけども、十分人を採用するの、その点はどうですか、人の対応。

議長（中尾広城君）千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）消防のこの組合ができた当初は、基本的に現有勢力を維持してい
くという方針の中で進めさせてきていただいたわけでありまして、広域化をしたという中
でのメリットというのは、さまざまな災害や火災に対しても規模で当たれるというメリットもあ
りますし、また一方ではやはり効率化を図っていくというような部分のメリットも考えられるの
ではないかというふうには私は考えております。

そういった中で、来年の4月1日で2年目を迎えるというような中におきましては、先程総務
課長のほうからは、組織の改編がなかったら、現有の消防をお願いしていきたいというようなこ
とありましたけれども、一定、組織の改編も考えていくような方向性も見出していきたいなと考
えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中尾広城君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定
については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（中尾広城君）挙手多数であります。

よって、議案第10号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正す
る条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（中尾広城君）次に、日程第10、議案第11号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を
改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案第11号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正す
る条例制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書19ページをお開き願います。

なお、議案書別冊の新旧対照表13ページから16ページも併せてご参照願います。

今回の改正は、議員の皆様もご承知のことと存じますが、昨年8月15日に京都府の福知山市の
花火大会会場で発生した屋台の爆発火災で、死者が3名、負傷者が56名を伴う大惨事となったこ
とから、類似火災の防止に徹底を期すため、総務省消防庁が全国消防機関の火災予防条例の基本

となる火災予防条例の例を平成26年1月31日付で改正したことから、当組合におきましても泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、3点ございます。

まず、1点目でございますが、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等、これは気体、液体、固体燃料及び電気を熱源とするこんろ等を指すものでございます、または、その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具等として火消し壺と呼ばれる、燃えさしの炭とか、まき等を入れ、ふたで密閉して火を消す壺のことなんですが、これらの器具を取り扱う場合は、消火器の準備が義務づけられたというものでございます。

2点目は、同じく、それらの屋外での催しのうち、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもののうち、消防長が別に定める要件、これは、現在のところ、総務省消防庁から、大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであるものや、主催者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模で計画されている催しであることなどが現時点で例として示され、それらの大規模な催しについては屋外の防火管理体制の基準を新たに定めるものでございます。したがって、本組合においても今後、さらにそれらの内容を精査しながら告示として定めるよう事務を進めているところでございます。

また、先程ご説明いたしました、消防長が別に定める要件に該当する催しについては、その管内を管轄する消防署長が指定催しとして指定し、主催者に対して催しに係る防火担当者を定めることや、火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び届け出等を義務づけ、屋外での催しに対する安全対策をさらに講じるものでございます。

3点目についても、それらの催しで対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、指定催しの有無に関係なく、消防署長に対して露店開設の届け出を義務づけるものでございます。

それでは、改正内容について順次ご説明申し上げます。

議案書の題名に続きまして、柱書きをご覧ください。

泉州南消防組合火災予防条例（平成25年泉州南消防組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第34条―第41条）」を「第5章 避難管理（第34条―第41条）第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第41条の2・第41条の3）」に改めるとありますのは、先程ご説明いたしましたとおり、新たな章を設置し、屋外の催しに対する安全対策を講じるため、第41条の2と第41条の3を追加するものでございます。

次に、条例第17条、第18条、第20条、第21条の改正については、先程のご説明のとおり、液体、固体及び電気を熱源とする器具並びに使用に際し火災の発生のおそれのある器具を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をしたうえで使用することを義務づけたことにより、改正させていただくものでございます。

続いて、新たな章となる第5章の2、屋外催しに係る防火管理についてご説明いたします。

まず、見出しの「指定催しの指定」について、第41条の2をご説明させていただきます。

第1項は、先程主な改正内容の2点目でご説明いたしましたとおり、屋外での催しのうち、今後、告示として定める要件に該当するものは指定催しとして指定し、主催者に所要の安全対策を講じさせるものでございます。

続いて、同じく第2項につきましては、指定催しを指定しようとするときは、当該催しを主催

する者から指定の求めがあった場合を除き、あらかじめ当該催しを主催する者の意見を聞かなければならないことを定めているものでございます。

続いて、同じく第3項につきましては、指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならないことを定めているものでございます。

次に、19ページ末尾の見出し、「屋外催しに係る防火管理」についてご説明させていただきますので、次の20ページをお開き願います。

第41条の3第1項でございますが、先程の第41条の2により指定した催しについて、主催者が催しを開催する14日前までに防火担当者を定めることや防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、その計画に基づく業務を行わせることを定めているものでございます。

また、その火災予防上必要な業務に関する計画は、防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制に関することや対象火気器具等に対する消火準備に関することなどについて、第1号から第6号までに規定しており、先程の防火担当者を定めることと併せて、火災予防上必要な業務に関する計画の作成などを主催者に行わせることで、安全対策を講じさせるものでございます。

次に、同じく第2項につきましては、主催者に対し、第1項の防火担当者及び火災予防上必要な業務に関する計画についても14日前までに消防署長へ提出しなければならないと義務づけたものでございます。

次に、第44条中「消防長（消防署長）」を「消防署長」に改め、同条に次の1号を加えるとありますのは、「消防長（消防署長）」を「消防署長」と改め、届け出を消防署長に統一することとし、第7号として、催しに際して行う露店等の開設の届け出を指定催しに該当しなくとも主催者等に届け出を義務づけることとしたもので、内容につきましては、主な改正内容の3点目の説明のとおりですので、省略させていただきます。

次に、第48条に次の1号を加えるとありますのは、第41条の3第2項でご説明いたしました、指定した催しの主催者が防火担当者を定めず、また火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合は、30万円以下の罰金に処する旨の罰則を第4号として定めるものでございます。

そして、最後の第49条の改正ですが、これは両罰規定について定めているものですが、総務省消防庁において、他法令で使用している表現に合わせ文言の整理を行ったものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年7月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第41条の2及び第41条の3の規定は適用しないとしているものでございます。

説明は以上のとおりでございますが、福知山市の花火大会会場での屋台爆発火災に対する当組合の取り組みにつきましては、去年、平成25年11月19日の泉州南消防組合議会第3回臨時会に伴う全員協議会において、各種の催しの把握とともに、現地指導を行い、安全確保に努めていることをご報告させていただきまして、現在も継続実施しておりますが、今回の改正を受け、より地域住民の生命、財産の確保に努めてまいりたい所存でございますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようにございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようにございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第11号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（中尾広城君）次に、日程第11、議案第12号 損害賠償の額を定めること及び和解についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案第12号 損害賠償の額を定めること及び和解につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書21ページをお開き願います。

この事故は、平成20年7月14日、阪南市下出17番地の阪南市立病院、現在の阪南市民病院でございしますが、そこで発生いたしましたもので、民法第695条の規定により、議案書に記載しております相手側に対しまして55万4,705円を賠償し、和解するものでございます。

事故の状況といたしましては、当時の阪南岬消防組合阪南消防署の救急隊が救急出動により、患者を阪南市立病院に収容後、キャスター付きのストレッチャーを救急車に収納するため、整形外科の処置室前の廊下を移動の際、診察待ちのため椅子に座っていた相手方の左足指部とキャスター付きストレッチャーの右前輪が接触し、負傷したものでございます。

事故後、示談に長期間を要したのは、相手方には謝罪を含め誠心誠意対応してまいりましたが、金額面等において合意をいただくには及ばず、今日となったものであります。

なお、この事故の賠償金55万4,705円は、一般財団法人全国消防協会の消防業務賠償責任保険より全額補填される予定となっているものでございます。

また、本示談を泉州南消防組合で締結いたしますのは、泉州南消防組合規約において、「泉州南消防組合は平成25年3月31日をもって解散する阪南岬消防組合の事務を承継する」と規定されていることからでございます。

業務の遂行に当たっては、常日ごろから注意をもって当たらせてはおりますけれども、今後はさらに細心の注意を払い業務遂行に努めてまいりますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中尾広城君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようにございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中尾広城君）ないようにございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号 損害賠償の額を定めること及び和解については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中尾広城君）挙手全員であります。

よって、議案第12号 損害賠償の額を定めること及び和解については、原案どおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程が終了いたしました。

ただ今をもって平成26年泉州南消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会（午後4時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 尾 広 城

1 番議員 佐 古 員 規

11番議員 田 畑 仁